

1. 建設廃棄物の取り扱い

Q 1 . 発注者は「自ら利用」を行うことはできないか

A 1

厚生省通知「建設廃棄物処理指針」において、排出事業者は元請施工者が該当し、「自ら利用」できるのは占有者（排出事業者）と示しており、発注者は「自ら利用」を行うことはできません。

平成13年7月に「建設廃棄物処理マニュアル」(産業廃棄物問題研究会監修 財団法人日本産業廃棄物処理振興センター編集)に名称変更及び改訂されている。

Q 2 . 「自ら利用」を行うための法規上の手続き等には、どのようなものがあるか

A 2

「建設廃棄物処理マニュアル」においては、「自ら利用」は廃棄物処理法適用外としており、島根県において特定の手続きはありませんが、廃棄物ではなく資材として使用するものであることを排出事業者が（外部に）説明できる準備が必要です。（不確かな場合は、管轄する保健所に具体的な利用計画をもとにご照会ください）

Q 3 .「有償売却」を行うための法規上の手続き等には、どのようなものがあるか

A 3

「有償売却」は、廃棄物処理法の適用外となるため原則として手続き等の必要はありません。ただし、工事間で建設汚泥を土質材料等として利用する場合において汚泥を現場で自ら処理する際に許可（施設許可）が必要となることがあります。

引用・参考文献

Q 1 ~ 3 : 「建設汚泥リサイクル指針」講習会Q&A

Q 4 . 現場で発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊をそのまま現場内で埋立処分することは可能か。

A 4

現場内でコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等を利用したい場合は、破砕、粒度調整等により再資源化を行うことによって、再生砕石等として現場で基礎材、裏込材等に利用することができます。なお、この際、現場で移動式の破砕施設を設置する場合は、廃棄物処理法の施設設置許可は不要です。

ただし、現場で発生したコンクリート塊等をこれらの処理を行わずにそのまま現場内で埋立することは、安定型産業廃棄物を不適正に処分することとなり、不法投棄となります。また、当該建設工事が建設リサイクル法の対象建設工事であった場合、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等を現場内に埋立処分するという行為は、特定建設資材廃棄物の再資源化等の義務付けに反するため、建設リサイクル法上においても違法行為となります。

建設汚泥を土砂と混ぜ合わせて改良し、埋戻材等として扱う場合においても同様に不適正処理又は不法投棄となります。

引用・参考文献

Q 4 : 「建設リサイクル」Vol.29

Q 5 .「金属くず」「古紙」について、商品となる場合と廃棄物となる場合の定義は。商品として提供した場合でもマニフェスト伝票を使用しなければなりませんか

A

廃棄物とは、「占有者が自ら利用し、または他人に有償で売却することができないために不要になったもの」です。したがって、有価物と見なされない性状のものは廃棄物として取り扱わなければなりません。

すなわち、有償で売却すれば商品（廃棄物ではない）となり、そうでなければ廃棄物となります。「金属くず」「古紙」「空瓶」「ぼろ布」は廃棄物処理法上「もっぱら物（もっぱら再生利用の目的になるもの）」として定義されており、再生専門業者（もっぱら再生利用の目的となる物のみの収集、運搬等を業として行っている既存の業者）は処理業許可が不要であり、再生専門業者に処理を委託する場合はマニフェストを交付する必要はありません。ただし、廃棄物処理業者に委託する場合はマニフェストの交付が必要となります。

「金属くず」「古紙」「空瓶」「ぼろ布」相場の変動や地域によって、同じ物が廃棄物になったり、有価物として購入されたりして混乱が生じるので、これらは「もっぱら」再利用されるものとして、廃棄物処理法の対象外とされています。

また、このほかの廃棄物についても、廃棄物処理法第15条4項で規定する再生利用環境大臣認定制度に基づき認定を受けた場合、産業廃棄物の再生利用に関する環境大臣又は都道府県知事の指定を受けた場合などについては、マニフェストを交付する必要はありません。

工事費の積算にあたって鉄筋等の「金属くず」は、「発生材」扱いを原則として収集、別途処理を行います。有価物としての売却費は国庫に返納することとなっており、1工事内でマイナス積算は行いません。

引用・参考文献

Q5 : 「建設リサイクル実務要覧」の建設副産物適正処理推進要綱質疑応答

Q 6 . 発注者、元請業者が異なる他の工事から排出される建設廃棄物を再利用する場合の留意事項

A 6

例えば連続する3工事（工事1、工事2、工事3）で、工事1と工事2は発注者Aとの契約で工事3は発注者Bとの契約の場合、工事1の元請業者がリサイクルマシンを設置して「自ら利用」を行うときに、

工事2の建設廃棄物を搬入が可能か。
（発注者が同じで元請業者が異なる場合）

元請業者が排出事業者となるので、発注者が同じであっても工事2の建設廃棄物の処理責任は、工事2の元請業者にあり工事1への搬入は「自ら利用」に該当しません。したがって、工事1の元請業者が工事2の建設廃棄物の再生処理を行うためには、中間処理業の許可が必要となるなど廃棄物処理法に定める委託基準に従う必要があります。

工事1に工事3の建設廃棄物を搬入することが可能か。
（発注者も元請業者も異なる場合）

上記と同様である。

引用・参考文献

Q6：建設廃棄物処理マニュアル

Q 7 . 元請と下請が契約時に残材処理を含めて契約することが習慣となっている場合があるが、問題ないか

A 7

廃棄物処理（残在処理）は元請業者（排出事業者）の責任です。このため、元請業者は工事の下請契約とは別に、廃棄物処理委託を直接処理業者と契約することが必要となり、下請が廃棄物処理業の許可を持っていないければ違法行為となります。

Q 8 . 工事現場で廃棄物を保管する際に廃棄物保管基準が適用されるか

A 8

工事現場で発生した廃棄物は、現場内で再利用するものを除いてすみやかに処理施設に搬入することが望ましいが、再資源化施設等への搬入待ち等のため一定期間の保管が必要なものについては、廃棄物処理法に定める保管基準が適用されます。

Q 9 . 再生資源の運搬には、産廃のように運搬するものの制限を受けないか（仮置きする場合の仮置き場までの運搬はどうか）

A 9

再資源化される以前のものは廃棄物であるため、運搬にあっては廃棄物処理法上の許可が必要となりますが、販売された再生資源は廃棄物ではないので、運搬に当たっての許可は不要です。

なお、例えばコンクリート塊について言えば現場から仮置き場又は再生資源化施設への運搬は産業廃棄物として扱い、排出事業者が自社運搬するか、もしくは収集運搬業者に委託します。再資源化施設で再生された再生砕石については、有用物であるので、運搬にあたって産業廃棄物処理法上の許可は不要です。

Q10 . 排出事業者が直接、自社の車で処分業者へ持ち込む場合も、マニフェストの発行しなければならないのか

A10

処分のみを委託する場合でも、マニフェストが必要です(廃棄物処理法第12条3項)。この場合、B1、B2、C2票は不要となります。排出事業者はA・D票を、処分業者はC1票を保管します。

Q11 . 元請業者がコンクリート塊をストックヤードに持ち込み、破砕機で再生材にする場合は中間処理の許可は必要か。またマニフェストの取扱いはどうなるか

A11

元請業者による自己処理であれば、許可は不要である。また、コンクリート塊の破砕機については施設設置許可も不要である。ただし、規模によっては大気汚染防止法・騒音規制法・振動規制法の対象となることがあります。

また、現場からストックヤードまで、自己運搬するのであれば収集運搬の許可もマニフェスト交付も不要ですが、下請業者に行わせる場合は、下請業者は収集運搬業許可を必要とするほか、マニフェストの交付も必要となります。

引用・参考文献

Q7～11 : 「建設リサイクル実務要覧」の建設副産物適正処理推進要綱質疑応答

Q12 . スtockヤードにおける産業廃棄物の取扱いは

A 12

ストックヤードへの産業廃棄物の搬入には次の2つのケースが考えられる。

元請業者が、コンクリート塊等の搬入及び再生処理を行い、再生資材として利用する場合

建設廃棄物をストックヤードに一時保管（積替えの目的）する場合

は「自ら利用」であり、産業廃棄物の運搬許可、中間処理施設の設置許可は不要です。処理された再生資材は「有価物」となりますので保管についても問題はありません。

の場合は、廃棄物処理法に定める産業廃棄物の保管基準に従わなければなりません。

引用・参考文献

Q12：建設廃棄物処理マニュアル

Q13 . 最終処分の確認は具体的にどのようにすればよいですか

A 13

平成12年の法改正において、マニフェスト制度の見直しが行われ、事業者は中間処理を委託した場合にあっても、中間処理後の産業廃棄物の最終処分を確認できるように改正が行われました。

具体的には、1 .最終処分業者は中間処理後の産業廃棄物について最終処分が終了したときは、中間処理業者から交付されたマニフェストに最終処分が終了した旨を記載し、その写しを中間処理業者に送付する。2 .最終処分が終了した旨を記載されたマニフェストの写しの送付を受けた中間処理業者は、事業者から交付されたマニフェストに最終処分が終了した旨を記載し、その写しを事業者に送付する。（マニフェストD票及びE票）

これにより、事業者は中間処理を委託した産業廃棄物の最終処分をマニフェストにより確認することができることとされました。

引用・参考文献

Q13：「建設リサイクル」Vol.29